

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

#### 広島県条例第十号

##### 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の第三号(6)中「要求(一)の下に「小規模住居型児童養育事業を行う者及び」を加え、同表の第九号の六(24)中「受付」の下に「(法第二条第三項第二号に規定する乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び地域子育て支援拠点事業に係るものを除く。(25)において同じ。）」を加え、同号(28)中「第二条第三項第七号」を「第二条第三項第二号に規定する乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び地域子育て支援拠点事業並びに同項第七号」に改め、同表の第九号の六の二(18)中「第二条第三項第十号」を「第二条第三項第二号に規定する乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び地域子育て支援拠点事業並びに同項第十号」に改め、同号(20)中「第二条第三項第七号」を「第二条第三項第二号に規定する乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び地域子育て支援拠点事業並びに同項第七号」に改め、同表の第十六号中「(49)まで及び(61)から(78)まで」を「(48)まで及び(60)から(90)まで」に改め、同号(5)中「(10)、(16)、(24)及び(64)から(69)まで」を「(9)、(15)、(23)、(63)から(68)まで及び(79)から(84)まで」に改め、同号(6)、(7)及び(8)を次のように改める。

(6) 法第二十八条第三項ただし書の規定による店舗販売業の店舗管理者に係る許可（薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）附則第六条又は第九条の規定により店舗販売業の許可を受けた者とみなされる者に係るものに限る。(74)において同じ。）

(7) 法第三十四条第一項の規定による卸売販売業の許可

(8) 法第三十五条第三項ただし書の規定による卸売販売業の営業所管理者に係る許可  
第二条の表の第十六号中(9)を削り、(10)を(9)とし、(11)を(10)とし、(12)を(11)とし、(13)を(12)とし、(14)を(13)とし、同号(15)中「(42)から(44)まで、(48)及び(49)」を「(41)から(43)まで、(47)及び(48)」に改め、同号中(15)を(14)とし、(16)を(15)とし、(17)を(16)とし、同号(18)中「(29)、(30)、(35)から(40)まで、(45)から(47)まで、(51)から(56)まで、(63)」を「(28)、(29)、(34)から(39)まで、(44)から(46)まで、(50)から(55)まで、(62)」に改め、同号中(18)を(17)とし、同号(19)中「(31)から(34)まで、(41)、(57)から(62)まで」を「(30)から(33)まで、(40)、(56)から(61)まで」に改め、同号中(19)を(18)とし、同号(20)中「(22)、(23)及び(25)」を

「(21)、(22)及び(24)」に改め、同号中(20)を(19)とし、同号(21)中「第七十二条の二」を「第七十二条の二第一項」に、「薬剤師の増員命令」を「業務体制の整備命令」に改め、同号中(21)を(20)とし、(22)を(21)とし、(23)を(22)とし、(24)を(23)とし、(25)を(24)とし、同号(26)中「(12)、(30)及び(32)」を「(11)、(29)及び(31)」に改め、同号中(28)を(25)とし、(27)を(26)とし、同号(28)中「卸売一般販売業、薬種商販売業」を「卸売販売業」に改め、同号中(28)を(27)とし、(29)を(28)とし、(30)を(29)とし、(31)を(30)とし、(32)を(31)とし、(33)を(32)とし、(34)を(33)とし、(35)を(34)とし、(36)を(35)とし、(37)を(36)とし、(38)を(37)とし、(39)を(38)とし、(40)を(39)とし、(41)を(40)とし、(42)を(41)とし、(43)を(42)とし、(44)を(43)とし、(45)を(44)とし、(46)を(45)とし、(47)を(46)とし、(48)を(47)とし、(49)を(48)とし、(50)を(49)とし、(51)を(50)とし、(52)を(51)とし、(53)を(52)とし、(54)を(53)とし、(55)を(54)とし、(56)を(55)とし、(57)を(56)とし、(58)を(57)とし、(59)を(58)とし、(60)を(59)とし、(61)を(60)とし、(62)を(61)とし、(63)を(62)とし、(64)を(63)とし、(65)を(64)とし、(66)を(65)とし、(67)を(66)とし、(68)を(67)とし、(69)を(68)とし、同号(70)中「第三百三十八条第二項」を「第三百五十三条第二項」に改め、「(1)、(6)、(9)及び(11)に規定する許可に係るものに限る。」を削り、同号中(70)を(69)とし、(69)の次に次のように加える。

(70) 省令第十五条の四第二項の規定による郵便等販売の届書の受付

第二条の表の第十六号(71)中「、第四百四十一条及び第四百五十三条」を「及び第四百五十九条」に改め、同号(74)及び(75)を次のように改める。

(74) 省令第四百四十二条において準用する省令第十五条の四第二項の規定による郵便等販売の届書の受付

(75) 省令第四百五十四条の規定による卸売販売業の薬剤師以外の営業所管理者に係る認定

第二条の表の第十六号(78)の次に次のように加える。

(79) 薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二号。以下この号において「整備等政令」という。）  
附則第三条又は第四条の規定によりなおその効力を有することとされる整備等政令による改正前の政令（以下この号において「旧令」という。）  
第四十五条第一項の規定による許可証の書換え交付の申請の受付及び書換え交付

(80) 整備等政令附則第三条又は第四条の規定によりなおその効力を有することとされる旧令第四十六条第一項の規定による許可証の再交付の申請の受付及び再交付  
(81) 整備等政令附則第三条又は第四条の規定によりなおその効力を有することとされる旧令第四十六条第三項の規定による許可証の返納の受付

(82) 整備等政令附則第三条又は第四条の規定によりなおその効力を有することとされる旧令第四十七条の規定による許可証の返納の受付

83 整備等政令附則第三条又は第四条の規定によりなおその効力を有することとされる旧令第四十八条の規定による許可台帳の備付け

84 整備等政令附則第四条の規定によりなおその効力を有することとされる旧令第四十四条第一項の規定による許可証の交付

85 薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第十号。以下この号において「改正省令」という。）附則第四条第一項又は第二項の規定による過当たり勤務時間数の届出の受付

86 改正省令附則第四条第三項の規定による過当たり勤務時間数の変更の届出の受付

87 改正省令附則第十一条の規定による既存薬種商等の店舗管理者の届出の受付

88 改正省令附則第十七条の規定によるみなし卸売販売業者の営業所管理者の届出の受付

89 改正省令附則第三十三条の規定による郵便等販売の届書の受付

90 改正省令附則第十六条の規定によりなおその効力を有することとされる改正省令による改正前の省令第四百四十四条の規定による販売先等の変更等の届出の受付

第二条の表の第十六号の三(20)中「又は事業の休止若しくは廃止」を削り、同号(23)中「第二十九条第九項」を「第二十九条第十項」に改め、同号中(24)を(25)とし、同号(26)中「第二十九条第六項」を「第二十九条第七項」に改め、同号中(27)を(28)とし、同号(29)の次に次のように加える。

(21) 法第二十九条第三項の規定による有料老人ホームの廃止又は休止の届出の受付

第二条の表の第十七号の二中「呉市」を「広島市、呉市」に改め、同表の第二十二号の二(8)中「第七十五条」を「第七十五条第一項」に改め、「廃止、休止若しくは」を削り、同号(90)中「第一百五十五条の二十九第六項」を「第一百五十五条の三十五第六項」に、「第一百五十五条の二十九第四項」を「第一百五十五条の三十五第四項」に改め、同号中(96)を(7)とし、同号(95)中「第一百五十五条の十」を「第一百五十五条の十一」に改め、同号中(95)を(98)とし、同号(94)中「第一百五十五条の九」を「第一百五十五条の十」に改め、同号中(93)を(96)とし、同号(92)中「第一百五十五条の八第二項」を「第一百五十五条の九第二項」に改め、同号中(92)を(95)とし、同号(91)中「第一百五十五条の八第一項」を「第一百五十五条の九第一項」に改め、同号中(91)を(94)とし、同号(90)中「第一百五十五条の七第五項」を「第一百五十五条の八第五項」に、「が適正な事業の運営をしていない旨の」を「に係る」に改め、同号中(90)を(93)とし、同号(89)中「第一百五十五条の七第四項」を「第一百五十五条の八第四項」に改め、同号中(89)を(92)とし、同号(88)中「第一百五十五条の七第三項」を「

第百十五条の八第三項」に改め、同号中<sup>88</sup>を<sup>91</sup>とし、同号<sup>87</sup>中「第百十五条の七第二項」を「第百十五条の八第二項」に改め、同号中<sup>87</sup>を<sup>90</sup>とし、同号<sup>86</sup>中「第百十五条の七第一項」を「第百十五条の八第一項」に改め、同号中<sup>86</sup>を<sup>89</sup>とし、同号<sup>85</sup>中「第百十五条の六第一項」を「第百十五条の七第一項」に改め、同号中<sup>85</sup>を<sup>88</sup>とし、同号<sup>84</sup>中「第百十五条の五」を「第百十五条の五第一項」に改め、「廃止、休止若しくは」を削り、同号中<sup>84</sup>を<sup>86</sup>とし、<sup>86</sup>の次に次のように加える。

<sup>87</sup> 法第百十五条の五第二項の規定による指定介護予防サービス事業者の事業の廃止又は休止の届出の受付

第二条の表の第二十二号の二中<sup>83</sup>を<sup>85</sup>とし、<sup>82</sup>を<sup>84</sup>とし、<sup>81</sup>を<sup>83</sup>とし、<sup>80</sup>を<sup>82</sup>とし、同号<sup>79</sup>中「適正な」を削り、「の運営をしていない旨の」を「に係る」に改め、同号中<sup>79</sup>を<sup>81</sup>とし、<sup>78</sup>を<sup>80</sup>とし、<sup>77</sup>を<sup>79</sup>とし、<sup>76</sup>を<sup>78</sup>とし、<sup>75</sup>を<sup>77</sup>とし、<sup>74</sup>を<sup>76</sup>とし、<sup>73</sup>を<sup>75</sup>とし、<sup>72</sup>を<sup>74</sup>とし、<sup>71</sup>を<sup>73</sup>とし、<sup>70</sup>を<sup>72</sup>とし、<sup>69</sup>を<sup>71</sup>とし、<sup>68</sup>を<sup>70</sup>とし、<sup>67</sup>を<sup>69</sup>とし、<sup>66</sup>を<sup>68</sup>とし、<sup>65</sup>を<sup>67</sup>とし、<sup>63</sup>及び<sup>64</sup>を削り、<sup>62</sup>を<sup>65</sup>とし、<sup>65</sup>の次に次のように加える。

<sup>66</sup> 法第百四条の二の規定による介護老人保健施設の開設の許可等をした旨の公示  
第二条の表の第二十二号の二中<sup>61</sup>を<sup>64</sup>とし、同号<sup>60</sup>中「が設備及び運営に関する基準に適合しなくなった旨の」を「に係る」に改め、同号中<sup>60</sup>を<sup>63</sup>とし、<sup>59</sup>を<sup>62</sup>とし、<sup>58</sup>を<sup>61</sup>とし、<sup>57</sup>を<sup>60</sup>とし、<sup>56</sup>を<sup>59</sup>とし、<sup>55</sup>を<sup>58</sup>とし、<sup>54</sup>を<sup>57</sup>とし、<sup>53</sup>を<sup>56</sup>とし、<sup>52</sup>を<sup>55</sup>とし、同号<sup>51</sup>中「第九十九条」を「第九十九条第一項」に改め、「変更」の下に「又は事業の再開」を加え、同号中<sup>51</sup>を<sup>53</sup>とし、<sup>53</sup>の次に次のように加える。

<sup>64</sup> 法第九十九条第二項の規定による介護老人保健施設の事業の廃止又は休止の届出の受付

第二条の表の第二十二号の二中<sup>50</sup>を<sup>52</sup>とし、<sup>49</sup>を<sup>51</sup>とし、<sup>48</sup>を<sup>50</sup>とし、<sup>47</sup>を<sup>49</sup>とし、<sup>46</sup>を<sup>48</sup>とし、<sup>45</sup>を<sup>47</sup>とし、<sup>44</sup>を<sup>46</sup>とし、<sup>43</sup>を<sup>45</sup>とし、<sup>42</sup>を<sup>44</sup>とし、<sup>41</sup>を<sup>43</sup>とし、同号<sup>40</sup>中「適正な」を削り、「の運営をしていない旨の」を「に係る」に改め、同号中<sup>40</sup>を<sup>42</sup>とし、<sup>39</sup>を<sup>41</sup>とし、<sup>38</sup>を<sup>40</sup>とし、<sup>37</sup>を<sup>39</sup>とし、<sup>36</sup>を<sup>38</sup>とし、<sup>35</sup>を<sup>37</sup>とし、<sup>34</sup>を<sup>36</sup>とし、<sup>33</sup>を<sup>35</sup>とし、<sup>32</sup>を<sup>34</sup>とし、<sup>31</sup>を<sup>33</sup>とし、<sup>30</sup>を<sup>32</sup>とし、<sup>29</sup>を<sup>31</sup>とし、<sup>28</sup>を<sup>30</sup>とし、<sup>27</sup>を<sup>29</sup>とし、同号<sup>26</sup>中「が適正な事業の運営をしていない旨の」を「に係る」に改め、同号中<sup>26</sup>を<sup>28</sup>とし、<sup>25</sup>を<sup>27</sup>とし、<sup>24</sup>を<sup>26</sup>とし、<sup>23</sup>を<sup>25</sup>とし、<sup>22</sup>を<sup>24</sup>とし、<sup>21</sup>を<sup>23</sup>とし、同号<sup>20</sup>中「第八十二条」を「第八十二条第一項」に改め、「廃止、休止若しくは」を削り、同号中<sup>20</sup>を<sup>21</sup>とし、<sup>21</sup>の次に次のように加える。

<sup>22</sup> 法第八十二条第二項の規定による指定居宅介護支援事業者の事業の廃止又は休止の届出の受付

第二条の表の第二十二号の二中(19)を(20)とし、(18)を(19)とし、(17)を(18)とし、(16)を(17)とし、(15)を(16)とし、同号(14)中「が適正な事業の運営をしていない旨の」を「に係る」に改め、同号中(14)を(15)とし、(13)を(14)とし、(12)を(13)とし、(11)を(12)とし、(10)を(11)とし、(9)を(10)とし、(8)の次に次のように加える。

(9) 法第七十五条第二項の規定による指定居宅サービス事業者の事業の廃止又は休止の届出の受付

第二条の表の第二十二号の二中「(9)から(14)まで、(21)から(26)まで、(34)、(36)から(40)まで、(52)から(60)まで、(73)、(75)から(79)まで及び(85)から(90)まで」を「(10)から(15)まで、(23)から(28)まで、(36)、(38)から(42)まで、(55)から(63)まで、(75)、(77)から(81)まで及び(88)から(93)まで」に、「(66)」を「(68)」に改め、同表の第三十二号の次に次の一号を加える。

三十二の二 食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例（平成十二年広島県条例第十一号。以下この号において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	呉市
(1) 条例別表第一第七号ロの規定による健康被害の報告の受付	
(2) 条例別表第一第七号ハの規定による販売等を禁止される取り扱う食品等の報告の受付	
(3) 条例別表第一第八号ロの規定による自主回収の着手の報告の受付	

第二条の表の第三十五号中「(17)から(25)まで及び(42)から(48)まで」を「(16)から(24)まで及び(41)から(47)まで」に、「及び(22)」を「及び(23)」に、「(12)、(15)、(24)、(27)、(38)、(41)、(54)、(55)」を「(13)、(16)、(26)、(29)、(40)、(43)、(57)」に、「(77)、(80)、(88)、(91)及び(96)」を「(64)、(79)、(82)、(91)、(94)及び(7)」に改める。

第三条の表の第二十五号(6)を次のように改める。

(6) 法第九十九条第一項の規定による介護老人保健施設の開設者の住所等の変更又は事業の再開の届出の受付

第三条の表の第二十五号(6)の次に次のように加える。

(7) 法第九十九条第二項の規定による介護老人保健施設の事業の廃止又は休止の届出の受付

#### 附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の表の第十六号の三及び第二十二号の二の改正規定、同表の第三十五号の改正規定（第十六号の三及び第二十二号の二に係るものに限る。）並びに第三条の表の第二十五号の改正規定 介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律（平成二十

年法律第四十二号)の施行の日(平成二十一年五月一日)

二 第二条の表の第十六号の改正規定及び同表の第三十五号の改正規定(第十六号に係るものに限る。) 薬事法の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十九号)の施行の日(平成二十一年六月一日)